

被扶養者でなくなるときは手続きが必要です

現在、被扶養者として認定されている人が、下記の条件に該当したときはすみやかに事業主（被保険者が在籍している会社）に保険証を返却し被扶養者から除く届出をお願いいたします。

※届出をせずに保険証を使用して医療機関で診療を受けた場合は、医療費（窓口負担分を除く）を返還していただくこととなりますので、被扶養者でなくなった場合は速やかに手続きをお願いいたします。

1. 就職したとき、パート先やアルバイト先で健康保険に加入したとき

削除日：就職日、健康保険の資格取得日

2. パート収入やアルバイト収入、事業所得（個人事業、フリーランス、不動産収入を含む）、年金額等が増額したとき

削除日：収入基準を超えた日

同居している場合	別居している場合
年間収入が130万円（60歳以上または障害厚生年金の受給者等は180万円）を超えるときまたは被保険者の年間収入の2分の1を超えるとき	年間収入が130万円（60歳以上または障害厚生年金の受給者等は180万円）を超えるときまたは被保険者からの仕送り額を超えるとき

※収入に含むもの

給与収入（賞与・交通費等を含む税金が引かれる前の総収入金額）、事業所得（必要経費を差し引いた額）、投資収入、利子収入、年金収入（厚生年金、国民年金、共済年金、船員保険年金や、厚生年金基金等の課税対象ではない遺族年金、障害年金、企業年金等も含まれます）、不動産収入（土地、家屋、車庫等）、傷病手当金、出産手当金、その他、実質的に収入と認められるもの。

3. 雇用保険の失業給付を受給したとき

失業給付も収入に含みます。

削除日： ・ 給付制限期間（3か月）がない場合は待期間終了日の翌日

・ 給付制限期間（3か月）がある場合は、給付制限期間終了日の翌日

同居している場合	別居している場合
基本手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害厚生年金の受給者等は5,000円以上）または基本手当の月額が被保険者の収入月額の2分の1を超えるとき	基本手当日額が3,612円以上（60歳以上または障害厚生年金の受給者等は5,000円以上）または基本手当の月額が被保険者からの仕送り額を超えるとき

4. 同居が被扶養者認定の要件のひとつが別居になったとき

削除日：別居した日

※同居が必須要件の被扶養者(義父母、姪、甥 等)

5. 被保険者よりも他の家族の収入が増えたときや、他の家族が生計費(衣食住に必要な生活費)を多く負担することになったとき

削除日：その事実が発生した日

6. 離婚したとき

削除日：離婚日

7. 亡くなったとき

削除日：死亡日の翌日

8. 家族が75歳になったとき

削除日：75歳の誕生日

9. 家族が65歳～74歳で障害のある方が広域連合の障害認定を受けたとき

削除日：障害認定を受けた日

等

被扶養者の再確認について

健康保険では「被保険者」だけではなく、「被扶養者」にも保険給付を行っておりますが、保険給付等の適正化及び組合財政の健全化を図るため、当組合では、健康保険法施行規則第50条に基づき、毎年、被扶養者としての条件を満たしているかの再確認を実施しております。被扶養者の収入基準を超えている場合や、収入確認書類をご提出いただけない場合、別居の方への仕送り額が金融機関の明細等で確認できない場合等には、遡って被扶養者から除かれます。その間、保険証を使用して医療機関で診療を受けていた場合は、医療費(窓口負担分を除く)を返還していただくこととなりますので、被扶養者でなくなった場合は速やかに手続きをお願いいたします。

健康保険資格証明書(被扶養者から除かれた証明)が必要な場合

1. 被扶養者から除く届出をした後に、「健康保険資格証明交付申請書」を当組合宛にご提出ください。申請書は当組合のホームページからダウンロードしていただくか、お電話(適用一課 Tel 03-5925-5302)にてご請求いただけます。

※「健康保険資格証明交付申請書」は事業主(被保険者の在籍している会社)を経由せずに、直接、関東 IT ソフトウェア健康保険組合へ申請できます。

2. ご提出いただいた申請書の内容確認が終了したのちに、「健康保険資格証明書」を作成し、申請書に記入いただいた住所に送付いたします。